

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 92 号）第 11 条 10 号により、次のとおり公表します。

事業の名称	舞鶴港に所在する防衛施設関連特定事業 （教育、スポーツ及び文化に関する事業：新舞鶴小学校外 2 4 校学校給食運営事業）
事業の目的	舞鶴港に所在する防衛施設の設置・運用に伴う学校給食の教 育環境を改善し、児童生徒の心身の健全な育成を図る
事業の内容	児童生徒の心身の健全な育成を図るため、安心・安全で栄養 バランスのとれた魅力ある学校給食を提供する
事業の始期	令和 2 年 3 月
事業の終期	令和 4 年 3 月
事業に要する 経費の総額	252, 220, 000 円
交付を受けた 交付金の額	令和元年度 17, 200, 000 円

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 92 号）第 11 条 10 号により、次のとおり公表します。

事業の名称	舞鶴港に所在する防衛施設関連特定事業 （教育、スポーツ及び文化に関する事業：新舞鶴小学校外 2 4 校学校給食運営事業）
事業の目的	舞鶴港に所在する防衛施設の設置・運用に伴う学校給食の教 育環境を改善し、児童生徒の心身の健全な育成を図る
事業の内容	児童生徒の心身の健全な育成を図るため、安心・安全で栄養 バランスのとれた魅力ある学校給食を提供する
事業の始期	令和 2 年 3 月
事業の終期	令和 4 年 3 月
事業に要する 経費の総額	252,378,151 円
交付を受けた 交付金の額	令和 2 年度 147,700,000 円

特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 92 号）第 11 条 10 号により、次のとおり公表します。

事業の名称	舞鶴港に所在する防衛施設関連特定事業 （教育、スポーツ及び文化に関する事業：新舞鶴小学校外 2 4 校学校給食運営事業）
事業の目的	舞鶴港に所在する防衛施設の設置・運用に伴う学校給食の教 育環境を改善し、児童生徒の心身の健全な育成を図る
事業の内容	児童生徒の心身の健全な育成を図るため、安心・安全で栄養 バランスのとれた魅力ある学校給食を提供する
事業の始期	令和 2 年 3 月
事業の終期	令和 5 年 3 月
事業に要する 経費の総額	278,784,533 円
交付を受けた 交付金の額	令和 3 年度 113,522,000 円